

經濟産業副大臣兼原子力災害現地対策本部長

江 島 潔 様

要 望 書

令和2年10月28日

福島県南相馬市長 門馬和夫

東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から9年7ヶ月が経過し、未だに風評等の影響は大きいものの、復旧・復興に向け全力で取り組んでまいりました。

しかしながら、今もなお、多くの住民が避難生活を継続し、帰還した住民においても、健康面や経済面において不安を抱えた生活を送っています。

今般の新型コロナウイルス感染症は、地域経済に深刻な打撃を与え、復興から創生へ向かう被災地に多大な影響を及ぼすものと懸念しています。

復興のみならず更なる発展に向けて加速していくため、復興・創生期間後においても、住民の生活再建に対する継続的な支援と産業基盤再生への様々な支援が必要不可欠であります。

つきましては、下記の内容について確実に対応を頂くよう、強く要望いたします。

記

1 第2期復興・創生期間の支援について

第2期復興・創生期間においても切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、十分な体制、復興の進度に応じた柔軟な制度、安定的な財源を確保するとともに、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2 復興に関する補助金等の事業継続及び財源確保について

原子力被災地域等の産業復興及び地域経済の発展のため、次の補助金等について、令和3年度も十分な予算を確保した上で事業を継続すること。

現在も農林業を中心に出荷規制や土地利用の制約が継続していることもあり、依然として、震災前の生業が営めない地域が残ることから、農林業者や法人等が、農林業をはじめとする新たな事業にチャレンジできるよう、また、民間活力による新たな産業を創出できるよう、柔軟な補助制度を導入するなど支援体制の強化を図ること。

特に、プレミアム付事業再開・帰還促進券発行事業への補助など原子力被災地域における需要喚起や住民の帰還を促進するための事業を継続すること。

また、地域復興実用化開発等促進事業費補助金や被災地域農業復興総合支援事業については、複数年の事業計画に対応できるように柔軟な制度とすること。

- ・被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）
- ・被災地域農業復興総合支援事業（福島再生加速化交付金）
- ・福島県営農再開支援事業
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

- ・福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金
- ・地域復興実用化開発等促進事業費補助金

3 国際教育研究拠点の立地地域のあり方について

国際教育研究拠点については、浜通り、福島県さらには東北の復興にとって、もっとも波及効果が大きく、また、研究フィールドの設定を含め、研究機関、大学、研究者が研究しやすい地域に設置するよう復興庁に働きかけること。

4 商工業者に対する賠償について

商工業者については、休業又は売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を、個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、賠償の継続を否定しないよう指導すること。

また、2倍一括賠償後の超過賠償においても、損害との相当因果関係がある限り賠償を継続させること。

5 農林水産業者に対する賠償について

本市の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の農林業者については、今後も、損害が発生し続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。また、生産活動を再開した農林業者に対しても損害が続く限り賠償させること。

さらに、本市の前述の区域以外の農林業者については、政府等による生産活動に関する制限の解除等により機械的に賠償の継続を否定することなく、生産活動の断念について個別・具体的事情に応じて柔軟に判断し、生産の停止又は縮小による収益の減少分の賠償を確実に行わせること。水産業者に対しても、同様に損害が生じ続ける限り、引き続きこれを確実に賠償させること。

6 風評被害について

風評被害の賠償については、個別・具体的事情に照らし、売上げ等の減少と原発事故との相当因果関係を柔軟に判断し、収益の減少分について確実な賠償を継続させること。

7 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案の尊重について

東京電力は紛争解決センターが和解仲介手続きにおいて提示する和解案を尊重し、申立人が受諾の意向を表明しているときは、和解を行うように強く指導すること。

8 医療費の一部負担金等の免除に対する財政支援の継続等について

避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、所得制限を廃止し、国の特別の財政支援を令和3年度以降も継続すること。また、その適用範囲を全市一律に拡大すること。

なお、将来的に免除を縮小、終了する場合は、激変緩和措置を講ずるとともに当該被保険者への十分な周知期間について確保すること。

これら要望については、本市の支援の立場で復興庁に働きかけること。

9 高速道路無料措置の継続について

現在も多くの住民が福島県内外に避難をしている状況にあることから、一時帰宅等の経済負担を軽減するため、高速道路の無料措置については令和3年度以降も継続して実施するよう本市の支援の立場で復興庁に働きかけること。